

【要望事項 7】長崎港における港湾荷役機械の早期更新・充実について

要 旨

国及び長崎県において、平成19年度から小ヶ倉・柳地区岸壁の改良工事が行われ、平成24年7月20日には一部供用開始されておりますが、この岸壁工事にあわせて、老朽化している港湾荷役機械の早期更新・充実について、特段のご配慮をお願いいたします。

理 由

小ヶ倉・柳地区を基点とする「長崎～釜山国際定期コンテナ航路」は、造船造機に代表される地場製造業をはじめ、長崎市域経済の発展において、非常に重要な役割を果たしていることは言うまでもありません。

小ヶ倉・柳地区におきましては、平成19年度からはじまっております既存岸壁の改良整備工事により、コンテナヤードも現在の1.2ヘクタールから2.1ヘクタールへと拡張される予定となっております。

また、三菱重工長崎造船所による大型客船2隻の受注によるコンテナ貨物の取扱量増加に対応する必要があります。

このような状況の中、長崎県の平成24年度予算において荷役機器の更新を予定しておられますが、他港に対する長崎港の優位性を打ち出すためにも、設置から既に10年を超え、老朽化が進んでいる荷役機械の早期の更新・充実について、特段のご配慮をお願いいたします。

長崎～釜山国際定期コンテナ航路の現況(平成22年末時点)

(1) 航路開設 平成11年7月2日(長崎初入港)

(2) 運航形態等

○船 社 高麗海運株式会社 (KOREA MARINE TRANSPORT CO. LTD)

○使用船舶

船 舶 名	トン数	積載可能数
サニー スプルース	3, 999	342 TEU

○航 路

釜山(日)～熊本/八代(月)～長崎(火)～釜山(水)

(H11年7月～H16年6月 = 週2便/水曜・土曜 長崎寄港)

(H16年7月～H18年6月 = 週1便/水曜 長崎寄港)

(H18年6月～ 現在 = 週1便/火曜 長崎寄港)

○実 績 (平成11年7月～平成22年12月末)

	実 績 (TEU)			航海数	1航海当り (TEU)	前年比 (%)
	輸 入	輸 出	計			
H11(6ヶ月)	284	78	362	51	7.1	—
H12(12ヶ月)	2,047	158	2,205	103	21.4	—
H13(12ヶ月)	4,119	275	4,394	103	42.7	199.3
H14(12ヶ月)	5,458	317	5,775	103	56.1	131.4
H15(12ヶ月)	5,490	324	5,814	96	60.6	100.7
H16(12ヶ月)	3,485	365	3,850	75	51.3	66.2
H17(12ヶ月)	2,863	596	3,459	52	66.5	89.8
H18(12ヶ月)	2,798	500	3,298	51	64.7	95.3
H19(12ヶ月)	2,920	622	3,542	51	69.5	107.4
H20(12ヶ月)	3,613	574	4,187	52	80.5	118.2
H21(12ヶ月)	3,020	524	3,544	52	68.2	84.6
H22(12ヶ月)	2,289	437	2,726	50	54.5	76.9
H23(12ヶ月)	2,864	369	3,233	52	62.2	118.6
計	41,250	5,139	46,389	891	52.1	

※TEU=20フィート(約6m)コンテナ1個

長崎港小ヶ倉柳埠頭の荷役機械について



タイヤマウント式
ジブクレーン



ストラドルキャリア



フォークリフト



コンテナスプレッダー
(20Fコンテナ用)



コンテナスプレッダー
(40Fコンテナ用)

- タイヤマウント式ジブクレーン
本体から全旋回、半旋回等の旋回動作をする腕を突出し、その端の滑車を通して貨物を釣る起重機で、岸壁、工場の荷役と多方面にわたり使用される。
- ストラドルキャリア
国際規格の海上コンテナの運搬に使用するものであり、それぞれ3段積みが可能で、かつ、車両はそれらの2段積みされたものを通り抜けが可能となっています。
- フォークリフト
荷物を運搬するための特殊自動車。港湾構内での荷役作業に使われる。
- コンテナスプレッダー
コンテナ上部の四隅についているコーナーポケット (=穴) にロックピンを挿入して固定し、コンテナを迅速・確実に運搬するためのものです。

長崎港小ヶ倉・柳地区の整備計画について

【岸壁整備の全体計画】

＜国直轄＞ 平成19年度～23年度

工事概要 岸壁（-12m）240m

＜県事業＞ 平成19年度～25年度

工事概要 岸壁（-10m）170m、道路整備670m、埠頭用地整備5.3ha（補助）

岸壁（-7.5m）130m（補助・耐震）

- ※ 国直轄工事は、「外国貿易船に係留するための係留施設であって水深12m以上のもの」という定めがあり、これ以外の岸壁は県事業となることから、小ヶ倉柳埠頭においても水深の違いによって、国直轄部分と県事業部分が生じている。
- ※ 耐震とは、大規模地震などの災害発生時でも最低限の物流機能を確保するために、岸壁1バース分（130m、-7.5m）を耐震施設とするものである。

